第10回「県と市町村との協議の場」における確認事項

長 野 県 長野県市長会 長野県町村会

- 1 報告事項については、次のとおり対応する。
- (1)「移住・二地域居住の推進(空き家の有効活用による住まいの提供)」、 「企業・人材の誘致」(検討結果)について、了承する。
- (2)「移住・二地域居住の推進(若者の県内就業促進)」については、引き続き、ワーキンググループで整理した取組方針に基づく具体的な方法等の検討を進める。
- 2 今回のテーマについては、次のとおり対応する。
- (1) 医療保健福祉等人材の確保に向け、県・市町村の事務レベルのワーキンググループを設置して検討を行うとともに、検討状況については、協議の場に報告し、了解を得るものとする。
- (2) 子どもの貧困対策について、県と市町村が十分に意見交換を行いながら、具体的な取組を進めるとともに、「子どもの未来応援県民会議(仮称)」を設置し、県民総ぐるみで推進する。